



給付金法改正提案

～～ 私たちの提案 ～～

すべての建設アスベスト被害者を対象とした
建材メーカーも拠出する
建設アスベスト給付金法への改正を

2024(令和6)年1月
建設アスベスト訴訟全国連絡会

＊ 給付金法改正と建材メーカーの補償の在り方が残された問題 ＊

2008（平成20）年に東京地裁、横浜地裁に提訴された建設アスベスト訴訟は、2021（令和3）年5月17日、東京、神奈川、京都、大阪各1陣の4事件について最高裁判決が出された。この判決を受け、翌日には菅首相（当時）が原告代表を官邸に招いて国を代表して謝罪し、夕刻には国（厚生労働大臣）と原告団・弁護団を含む建設アスベスト訴訟全国連絡会との間で、「基本合意」（文末に資料として掲載）が締結された。これを受けて、6月9日には、「基本合意」の中の原告と同等の被害者に法的責任を踏まえた「給付金」を支給する「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（略称：建設アスベスト給付金法）」が成立した。

現在、国からの賠償金の支払いを受けた、あるいは国と和解した原告は、全国1011人の被害者原告のうち958人（95%、2023/10/7現在）に及んでいる。また、2022（令和4）年1月から申請が始まった建設アスベスト給付金の支給決定者は、2023年11月の第22回認定審査会まで、累計5971人、勝訴・和解した原告の6倍近い人数に達している。国との関係では、屋外作業や違法期間外に就労した被害者が救済対象から外されているという重大な問題が残されているが、救済は大きく前進している。

一方、被害を発生、拡大させたアスベスト含有建材を製造販売した建材メーカー（以下建材メーカーという）の多くは、上記の最高裁判決で、警告表示義務違反が認められたにもかかわらず、解決に向けて動こうとせず、いまだに全国29訴訟1082人の被害者原告と争い続けている。そのため、建材メーカーらとの間で賠償が確定した原告はわずかに123人にすぎず、和解解決も、神奈川1陣訴訟での4人の左官工原告（ノザワとの間）と、大阪2陣訴訟での保温工原告1人（日本インシュレーションとの間）に過ぎない。

こうした中で、10月10日、東京1陣訴訟差戻審の結審期日において、裁判所は原告被告双方に対して和解勧誘を行った。

建設アスベスト給付金法は、その附則第2条で、国以外の者による建設アスベスト被害者に対する損害賠償その他補償の在り方について検討し、必要あると認めるときは、所要の措置を講ずるとしている。2021年の最高裁判決後の下級審判決においても、例外なく建材メーカーらに賠償を命じていることを踏まえるならば、建材メーカーらの賠償の在り方を附則第2条に基づき早期に検討し、建材メーカーらも資金拠出する建設アスベスト被害を全面的に救済する補償基金制度に向けた法改正が急務となっている。

私たち建設アスベスト訴訟全国連絡会は、以上から建設アスベスト給付金法の改正案の基本的方向、骨子を以下のように示すものである。

【建設アスベスト給付金法附則第2条】

国は、国以外の者による特定石綿被害建設業務労働者等に対する損害賠償その他特定石綿被害建設業務労働者等に対する補償の在り方について検討を加え、必要あると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

《 建設アスベスト給付金法改正案 》

1. 建設アスベスト給付金法改正の目的

現在の建設アスベスト給付金法は、2021（令和3）年5月17日の最高裁判決と翌日の基本合意に基づいて作られた法律である。今回の法改正提案は、当初から指摘されていた現行法の不十分性を克服し、建設アスベスト被害の全面的な救済を目的とするものである。

第1に、国とともに建設アスベスト被害の発生拡大に大きな責任を有する建材メーカーらに対し、国とともに補償基金に拠出する法的根拠を明確にすることである。

第2に、現行制度で給付金の支給対象外にされている屋外作業の被害者や給国の責任期間が外に就労した被害者も給付金の支給対象に広げて、すべての建設アスベスト被害者を支給対象にすることによって被害者の差別をなくすことである。

2. 適用対象者

上記から、補償基金の対象者は、次の①～③に該当する者とする。

- ①建設作業に従事し石綿関連疾患に罹患したすべての者。
- ②石綿関連疾患に罹患し、それが原因で死亡した者の遺族
- ③労災認定若しくは石綿健康被害救済法の認定を受けた者又はじん肺管理区分2若しくは管理区分3の決定を受けた者。

3. 補償基金の給付水準

下記の1～7の区分に沿い、現行の建設アスベスト給付金法の倍額とする。

1	石綿肺でじん肺管理区分管理2又はこれに相当する者でじん肺法所定の合併症のない者	1,100万円
2	石綿肺でじん肺管理区分管理2又はこれに相当する者でじん肺法所定の合併症のある者	1,400万円
3	石綿肺でじん肺管理区分管理3又はこれに相当する者でじん肺法所定の合併症のない者	1,600万円
4	石綿肺でじん肺管理区分管理3又はこれに相当する者でじん肺法所定の合併症のある者	1,900万円
5	中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚にかかった者、石綿肺にかかり、じん肺管理区分が管理4又はこれに相当する者、良性石綿胸水にかかった者	2,300万円
6	上記1及び3により死亡した者	2,400万円
7	上記2，4及び5により死亡した者	2,600万円

4. 建材メーカーの負担と拠出金額の算出

- ①国とアスベスト含有建材を製造販売した建材メーカーらの拠出割合は各2分の1とする。
※建材メーカー：日本国内において石綿を含有する建築材料（その種別は、原則として国交省・経産省作成『石綿（アスベスト）含有建材データベース』に従う）を製造販売した建材メーカーとする。
- ②各建材メーカーの補償基金への拠出は、建設アスベスト被害全体に対する各建材メーカーの影響度、寄与度を基本とし、その評価にあたっては製造販売した建材への石綿使用量等を考慮し、概ね4グループにランク分けして拠出割合を定める。

ポイント説明（1）建材メーカーに拠出を求める必要性と根拠

1）必要性

石綿関連疾患（肺がん、中皮腫、石綿肺、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚）は、いずれの疾患も重篤な病であり、死亡率も高く、多くの被害者が短期間のうちに亡くなっている。そして、わが国で使用された石綿のうち70%以上が建設現場で使用されたことから、被害の過半数は建設作業従事者である。

2021（令和3）年5月17日の最高裁判決とこれを受けて制定された建設アスベスト給付金法によって、国との関係では裁判によらない解決が図られることになった。しかし、国による補償は被害者が受け取るべき金額の概ね半分に過ぎない。

上記最高裁判決によって、建材メーカーらの責任も明確になったにもかかわらず、建設アスベスト被害者が、今後も全面的な被害救済のために建材メーカーたに対する長期の裁判の負担を課されることは、著しく正義に反し不合理であり、建材メーカーらとの関係でも裁判によらない早期救済を図る補償基金制度が強く求められている。

また、中皮腫などの石綿関連疾患の多くが、石綿粉じん曝露後数十年後に発症することから、建設作業従事者の石綿被害は今後も膨大な数が発生することが予測されており、このことから上記の補償基金制度が強く求められている。一人ひとりの被害者の救済について、建材メーカーらと裁判による解決を図ることは、全国各地の裁判所に過大な担を課すことにもなり、また、建材メーカーらにとっても、長期間にわたり多くの裁判で被告となり続けることは決して合理的なものとは言えない。

以上のように、建設アスベスト給付金法の改正によって、国だけでなく建材メーカーも費用を拠出することで、裁判によらずに全面的な被害救済を図る補償基金制度を創設することが必要であり合理的である。

2）根拠

- (7) 上記で指摘したことからすれば、警告表示義務を怠った建材メーカーらが裁判によら

ない補償基金制度に対して、応分の費用負担をすることは当然のことである。

- (イ) 判決で賠償責任が認められた企業は、警告表示義務違反の過失責任が認められ、かつ、個別被害者ごとにその被害発生に対して影響を与えたことが証明された建材メーカーに限定されている。

しかし、第1に、全ての建材メーカーは、いずれも石綿建材を製造し建材市場に流通させたのであるから、どの被害者に対して影響を与えたかについて、個別具体的に証明されたか否かを問わず、建設作業従事者の被害全体に対して影響を与えていることは明らかである。換言すれば、建材メーカー全体の企業活動の総体が、全ての建設作業従事者の石綿被害を発生させたという関係にある。

第2に、裁判所の判断によって過失責任が認められていない建材メーカーも、長期に亘って、被害防止に不可欠な警告表示等の措置を取らないまま石綿建材を製造販売するという危険行為を行い、建設作業従事者の生命健康を毀損してきたことは明らかである。

- (ウ) 上記の点に加えて、全ての建材メーカーは、石綿建材の製造販売活動という企業活動によって相当の経済的利益を得た一方で、甚大な被害を発生させてきた。企業活動によって人の生命健康に対して被害を与えたことの償いを行うことは、企業に課せられた社会的責任であり、当然のことにどの企業も社是としているところである。このことからしても、裁判において賠償責任が認められていない建材メーカーも含めて、被害救済のために相応の負担を負うべきである。

そして、建設アスベスト給付金法の改正によって、建設作業従事者の石綿被害の救済を図るための費用供出が求められた場合、それは正当な資金拠出である以上、建材メーカーの役員が株主等に対して「任務懈怠（けたい）責任」（注）を負うなどあり得ないことも当然である。

* 任務懈怠責任 取締役がその任務を怠ったときは、会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任をいう（会社法423条1項）

- (エ) 公害健康被害補償法（公健法）は、全国の煤煙発生施設等設置者（2018年度は8140事業所）に公害健康被害補償制度への賦課金を負わせている。

同制度は、わが国の大気汚染全体が被害発生に寄与したとして、個別被害との因果関係や過失責任の有無を問わないし、裁判で責任が認められたか否か、裁判の被告となったか否かは全く考慮されていない。

建設アスベストの早期救済制度における建材メーカー全体と被害者の関係も公健法に類似している。よって、建設アスベストの補償基金制度の設計においては、同制度も十分に参考されるべきである。

ポイント説明（2）すべての被害者に平等な救済を

1）現行給付金法の救済対象者と問題点

現行給付金法は、石綿に曝される次の建設業務に従事することにより、石綿関連疾患に罹患した労働者又は一人親方等について、次の期間に作業に従事した者を国の給付金の支

給対象者(救済対象者)としている。

① 1972(昭和 47)年 10 月 1 日～1975(昭和 50)年 9 月 30 日

石綿の吹付け作業に係る業務

② 1975 (昭和 50)年 10 月 1 日～2004(平成 16)年 9 月 30 日

一定の屋内作業場で行われた作業に係る業務

※ 上記①②に救済対象者を限定する理由は、令和 3 年 5 月 17 日最高裁判決(神奈川 1 陣、東京 1 陣、京都 1 陣、大阪 1 陣各訴訟)に基づくものである。

現行建設アスベスト給付金法は、この最高裁判決に基づくため、1972(昭和 47)年 9 月 30 日以前の石綿吹付け作業従事者には給付金が支給されない。また、1975(昭和 50)年 9 月 30 日以前及び 2004 (平成 16) 年 10 月 1 日以降の屋内建設作業従事者に対しても給付金が支払われない結果となり、屋外作業従事者も支給対象となっていない。

2) 建材メーカーの責任に関する問題点

上記令和 3 年 5 月 1 7 日最高裁判決では、建材メーカーについてもその責任期間が国と同様に限定されており、屋外の建設作業従事者についても建材メーカーの責任が否定されている。この最高裁判決に基づけば建材メーカーに責任期間外や屋外建設作業従事者については、国と同様に救済対象からはずされることになる。

のみならず、令和 4 年 6 月 3 日最高裁判決(神奈川 2 陣訴訟)は、建材メーカーは、建物の解体作業従事者に対して石綿含有建材の危険性の警告表示義務を負わないとして、建材メーカーの賠償責任を否定したことから、解体改修作業従事者も救済対象外となる。

前記のように、現行建設アスベスト給付金法を改正して建材メーカーも被害救済のための資金拠出は必要不可欠である。しかし、上記令和 3 年 5 月 1 7 日最高裁判決及び令和 4 年 6 月 3 日最高裁判決の結論に従えば、建材メーカーは、責任期間外の建設作業従事者、屋外作業従事者及び解体改修作業従事者に対しては法的責任を負わないのであるから、これらの者との関係では資金拠出を行わなくとも良いと主張しかねない。

3) 司法解決を超えた全ての被害者を救済する立法解決を

前記の最高裁判決は、過失責任を前提とする司法判断である。司法判断は、証拠に基づく個別的な事実認定、予見可能性や因果関係等の不法行為の過失責任を前提とした判断とならざるをえず、個別的な因果関係や過失責任を前提とする司法救済には限界がある。

しかし、本補償基金制度は、立法によって石綿関連疾患に罹患し又はそれが原因で死亡したという深刻な被害を受けた建設作業従事者を、簡易かつ迅速に救済を図ろうとするものである。何よりも立法による解決を求められるのは、過失責任や個別の証拠による事実認定を前提とした司法判断では救済されない被害者である。

建設アスベストの被害者である建設作業従事者は、国民の全体の建築物、社会資本、インフラを構築するために建設作業に従事してきた。そして、国が積極的に危険なアスベストの使用を推進し、建材メーカーはそのアスベストを使用して石綿建材を製造販売することで多くの利益を得てきた。その結果、極めて多数の建設作業従事者が石綿関連疾患に罹患

するという重篤な被害を受けている。また、今後も石綿建材が使われた既存の建築物の解体や改修作業に従事する建設作業従事者が石綿関連疾患に罹患する危険性が高い。

このような未曾有の建設アスベスト被害の救済には、過失の有無等にかかわらず、被害者を平等に救済すべきである。したがって、新たな建設アスベスト給付金法では、建設作業従事者の就労時期によって救済に差を設けず、屋内外の全ての建設作業者を対象にし、解体改修作業者も含めて、建設作業従事者を差別することなく法の救済対象とすべきである。

ポイント説明（３）建材メーカーに公正な資金拠出をさせるために

１）建材メーカーらの公正な資金拠出にあたっての基本的な考え方

建材メーカーらの公正な資金拠出においては、建設アスベスト被害全体に対する各建材メーカーらの影響度、寄与度が基本となる。

その場合、各建材メーカーが石綿建材の製造に使用した石綿使用量が重要な指標となることは当然であるが、同時に、この間の建設アスベスト訴訟において、職種別の被害とその原因建材メーカーの間に一定の対応関係があることや主要な石綿建材の種別ごとの市場占有率（シェア）などが概ね明らかになっていること、さらに、今後は解体改修作業における被害発生が増加することなどを考慮する必要がある。

そこで、建材メーカーらの建設アスベスト被害全体に対する影響度、寄与度をランク付けし、それに基づいて一定のグループ分けを行い、グループごとに資金拠出を算出することを検討すべきである。

なお、公正な資金拠出の検討において重要なのは、国が、建設アスベスト給付金法附則 2 条に基づく「検討」の一環として、建材メーカーらに対して必要なヒヤリングや資料提出などを求めることである。

２）公正な資金拠出の検討にあたっての基礎的事実

この間の建設アスベスト訴訟の判決や裁判資料、有価証券報告書等から、公正な資金拠出の検討に当たって基礎的事実として、以下のことが明らかになっている。

- ① 建材に使用された石綿使用量は、石綿輸入量の 7 割～8 割であることからすれば、建材に使用された石綿は 600 万～700 万トンと推測され、このうち、エーアンドエーマテリアル、クボタ、ノザワ、ニチアス、エム・エム・ケイ、太平洋セメントの 6 社の石綿使用量は合計で約 400 万トン、建材への石綿使用量の約 60%にも上ると推定される。
- ② 石綿使用量が多い石綿建材の種別は、吹付材、石綿含有混和材を除けば、石綿スレート波板、住宅屋根用化粧スレート、石綿スレートボードであり、次いで、ケイカル板 1 種、押出成形セメント板などである。
- ③ 石綿含有率が高い石綿建材は、吹付材、石綿含有混和材に次いで、ケイカル板 1 種、石綿スレートボード、石綿スレート波板、住宅屋根用化粧スレート、押出成形セメント板、窯業系サイディングなどである。

- ④ 各石綿建材の種別ごとのシェア上位企業（概ねシェア 10%）など主だった建材メーカーは、エーアンドエーマテリアル、クボタ、ノザワ、ニチアス、エム・エム・ケイ、バルカー、日鉄ケミカル&マテリアル、日本インシュレーション、ウベボード、ケイミュー、パナソニックホールディングス、神島化学工業、大建工業、太平洋セメント、ナイガイ、日東紡績、旭硝子・旭トステム、昭和電工、住友大阪セメント、東レ ACE、ニチハ、積水化学工業の 22 社である。
- ⑤ 各石綿建材の種別ごとにシェア上位企業数社のシェア合計は、どの種別の石綿建材でも 70~100%である。
- ⑥ 3 種類以上の石綿建材を製造販売していた建材メーカーは、エーアンドエーマテリアル（吹付石綿、吹付ロックウール、ケイカル板 1 種、石綿スレートボード、石綿スレート波板、窯業系サイディング）、ニチアス（吹付石綿、吹付ロックウール、ケイカル板 1 種、ケイカル保温材）、ノザワ（吹付石綿、吹付ロックウール、石綿スレートボード、押出成形セメント板、石綿スレート波板、石綿含有混和材）、エム・エム・ケイ（石綿スレートボード、ケイカル板 1 種、押出成形セメント板、石綿スレート波板）、大建工業（ケイカル板 1 種、吸音天井板、住宅屋根用化粧スレート、窯業系サイディング）、神島化学工業（ケイカル板 1 種、窯業系サイディング、ケイカル保温材）、パナソニックホールディングス（吸音天井板、住宅屋根用化粧スレート、窯業系サイディング）、バルカー（吹付石綿、吹付ロックウール、耐火被覆板）、ナイガイ（吹付石綿、吹付ロックウール、耐火被覆板）などである。
- ⑦ 被害が多く発生している職種は、大工、内装工、左官、電気工、塗装工、配管工、解体工、屋根工などであり、合計で 70%程度を占めている。
- ⑧ 大工、内装工、左官、電気工、塗装工、配管工、屋根工の各職種の被害発生に主に影響を与えた石綿建材の種別は、吹付材、石綿スレートボード、ケイカル板 1 種、石綿含有混和材、押出成形セメント板、ロックウール吸音天井板、住宅屋根用化粧スレート、窯業系サイディングなどである。

3) 公正な資金拠出に向けて

上記の基本的な考え方、基礎的事実を踏まえれば、建設アスベスト被害全体に対する影響度、寄与度をグループ分けして、建材メーカーらの公正な資金拠出を検討することは十分に可能である。なお、グループ分けの具体例は後記を参照されたい。

<資料 1> 基本合意の概要

(1) 『真摯な謝罪』

国は、労働安全衛生法に基づき規制権限行使が不十分であったことが、国賠法の適用上違法とされたことを厳粛に受け止め、被害者及び遺族にお詫びする。

(2) 『係属中の訴訟の和解・全国統一和解基準の制定』

係属中（17 訴訟）の訴訟については、以下の基準により和解する。

①原告側からの判断資料の提出

②和解の手続き

- ・屋内建設作業に従事した者（S 50 年 10 月 1 日～H16 年 9 月 30 日）、吹付け作業に従事した者（S 47 年 10 月 1 日～S 50 年 9 月 30 日）
- ・民法 724 条所定の期間制限を経過していないこと
- ・死亡した者の遺族を当事者とする事案にあっては、当該遺族が当該死亡者の相続人であること

③和解の内容

1. 石綿肺管理区分 2 でじん肺法所定の合併症のない者 550 万円
2. 石綿肺管理区分 2 でじん肺法所定の合併症のある者 700 万円
3. 石綿肺管理区分 3 でじん肺法所定の合併症のない者 800 万円
4. 石綿肺管理区分 3 でじん肺法所定の合併症のある者 950 万円
5. 石綿肺管理 4、中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚、良性石綿胸水のある者 1,150 万円
6. 上記 1 及び 3 により死亡した者 1,200 万円
7. 上記 2、4 及び 5 により死亡した者 1,300 万円

※喫煙歴ある者 10%減額、ばく露期間短い者 10%減額（石綿肺・肺がん:10 年、中皮腫・良性石綿胸水：1 年、びまん性胸膜肥厚:3 年）

④症状が進展した場合は、差額を支給する

⑤その他 弁護士費用、解決金、訴訟費用について

(3) 令和 3 年 5 月 17 日時点で『未提訴の被害者に対する補償』

裁判をすることなく被害補償のための給付金（仮称）を支給する制度を法制化する。その給付金の額は上記係属中の訴訟と同様とする。国は広く周知する。

(4) 『継続協議』

国は、建設業に従事する者について、石綿被害を発生させないための対策、石綿関連疾患の治療・医療体制の確保、被害者に対する補償に関する事項について、建設アスベスト訴訟全国連絡会と継続的に協議を行う。

<資料2> 建材メーカーらのグループ分けの具体例

(1) 大きくは4つのグループに分けることが可能である。

A グループ：建設アスベスト被害全体にとりわけ大きな影響を与えた建材メーカー

例えば、エーアンドエーマテリアル、クボタ、ノザワ、ニチアス、エム・エム・ケイ、太平洋セメントの6社

B グループ：A グループに次いで建設アスベスト被害全体に大きな影響を与えた建材メーカー

例えば、バルカー、日鉄ケミカル&マテリアル、日東紡績、ナイガイ、大建工業、神島化学工業の6社

C グループ：A グループ、B グループ以外の主だった建材メーカー

例えば、日本インシュレーション、ウベボード、ケイミュー、パナソニックホールディングス、旭硝子・旭トステム、昭和電工、住友大阪セメント、東レ ACE、ニチハ、積水化学工業の10社

D グループ：石綿建材を製造販売した建材メーカーの内、上記各グループ以外の建材メーカー

(2) 各グループの建材メーカーについて

《A グループについて》

◇エーアンドエーマテリアル

石綿使用量がクボタと並んで多いこと、石綿含有率も飛散性も高い吹付材のシェアが高いこと、製造販売した石綿建材の種別が多く、各石綿建材の種別ごとのシェアが高いこと、石綿建材の製造販売期間も長いこと、判決でも多くの被害者との関係で責任が認められていること、業界団体で主要な役割を果たして、わが国の石綿建材の普及の中心になっていたことなど、建設アスベスト被害全体に大きな影響を与えた建材メーカーである。

◇ノザワ

石綿使用量が多いこと、石綿含有率や飛散性が高い吹付材のシェアが高いこと、石綿含有率が高く作業時の飛散性が高い石綿含有混和材で圧倒的なシェアを占めていること、製造販売した石綿建材の種別が多いこと、石綿建材の製造販売期間も長いこと、判決でも多くの被害者との関係で責任が認められていること、業界団体で主要な役割を果たして、わが国の石綿建材の普及の中心になっていたことなど、建設アスベスト被害全体に大きな影響を与えた建材メーカーである。

◇クボタ

何よりも石綿使用量が最も多いこと、石綿含有率が高い住宅屋根用化粧スレートや窯業系サイディングで大きなシェアを占め、今後多くの被害発生が予測される解体工への影響が大きいこと、戸建住宅向けの石綿建材を他に先駆けて導入し、その普及に大きな役割を果たしたことなど、建設アスベスト被害全体に大きな影響を与えた建材メ

メーカーである。

◇ニチアス

石綿使用量が多いこと、石綿含有率や飛散性が高い吹付材を最初に導入して普及させ、かつ、製造販売した石綿建材の種別が多いうえ、多くの種別において高いシェアを有していること、判決でも多くの被害者との関係で責任が認められていること、業界団体に主要な役割を果たして、わが国の石綿建材の普及の中心になっていたことなど、建設アスベスト被害全体に大きな影響を与えた建材メーカーである。

◇エム・エム・ケイ

長期間に亘って多くの石綿建材を製造販売し、なかでも石綿スレートボード、ケイカル板 1 種、石綿スレート波板などにおいて高いシェアを有していること、今後多くの被害発生が予測される解体工への影響が大きいこと、判決でも多くの被害者との関係で責任が認められていることなど、建設アスベスト被害全体に大きな影響を与えた建材メーカーである。

◇太平洋セメント

吹付材において高いシェアを有していること、判決でも多くの被害者との関係で責任が認められていること、さらに、今後多くの被害発生が予測される解体工への影響が大きいなど建設アスベスト被害全体に大きな影響を与えた建材メーカーである。

《B グループについて》

このグループの建材メーカーらは、石綿使用量は A グループよりも少ないが、いずれも吹付材やケイカル板 1 種など、石綿含有率や飛散性などから危険性が高い石綿建材の種別において高いシェアを有していること、今後多くの被害発生が予測される解体工への影響が大きいこと、判決でも被害者との関係で責任が認められていることなどから、A グループに次いで建設アスベスト被害全体に大きな影響を与えた建材メーカーである。

《C グループについて》

このグループの建材メーカーは、石綿建材の製造販売量と石綿建材の種別ごとのシェア、製造販売していた石綿建材の種別の数、製造販売していた石綿建材の危険性、判決で責任が認められているなどを考慮して、A グループ、B グループに次いで、建設アスベスト被害全体に影響を与えた建材メーカーである。

《D グループについて》

このグループの建材メーカーは、石綿建材を製造販売して建設アスベスト被害全体に一定の影響を与えていたことが明らかな建材メーカーである。



建設アスベスト訴訟全国連絡会